

「第5回技能実習法に係る四国地区地域協議会」の開催について (持ち回り開催)

平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「技能実習法」という。)」に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図ることを目的として、四国地区においては、技能実習法に係る四国地区地域協議会を平成30年度より開催しているところです。

令和4年度に開催する第5回技能実習法に係る四国地区地域協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「技能実習法に係る四国地区地域協議会の設置要綱」4(2)の規定に基づき、令和4年6月20日(月)に書面による持ち回り開催といたします。

記

1. 協議会構成員

徳島労働局・香川労働局・愛媛労働局・高知労働局

高松出入国在留管理局・中国四国農政局・四国経済産業局・四国地方整備局・四国運輸局

徳島県警察本部・香川県警察本部・愛媛県警察本部・高知県警察本部

徳島県・香川県・愛媛県・高知県

外国人技能実習機構 高松事務所

2. 協議事項等

- ・四国地区における技能実習制度の現状、課題
- ・四国地区における令和4年度の技能実習制度適正化のための取組方針 等

※持ち回り開催後、取組方針を除き、資料は香川労働局のホームページで原則公開する予定です。

【労使団体等からの意見を募集します】

- ① 内 容：技能実習制度に関すること、本協議会に関すること
- ② 募集期間：令和4年6月3日(金)～6月9日(木)
- ③ 提出様式：任意の様式による
- ④ 提 出 先：香川労働局労働基準部監督課に、郵送又は持参により提出
※メールによる提出を希望する場合は、別途お問い合わせください。
(〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階)
Tel：087-811-8918

※1) 意見書は、提出される団体名以外の個人情報に記載せず、A4版(12～14ポイント)で10ページ以内としてください。

※2) 提出された意見書は、本協議会の中で共有させていただきます。

※3) 提出された意見書について、公開の可否を併せてお知らせください。